

東備西播定住自立圏域バス検討会議設置要綱

(目的)

第1条 東備西播定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する圏域運行バスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定により、東備西播定住自立圏域バス検討会議（以下「バス検討会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 バス検討会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 圏域運行バスの運送態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) バス検討会議の運営方法その他バス検討会議が必要と認める事項

(バス検討会議の構成員)

第3条 バス検討会議の構成員は、委員及び専門員とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから東備西播定住自立圏形成推進協議会会长（以下「会長」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 東備西播定住自立圏形成推進協議会幹事長及び幹事
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
- (3) 東備西播定住自立圏域の住民又は利用者の代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか会長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 専門員は、次に掲げる者とする。

- (1) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部及び中国運輸局岡山運輸支局の職員
- (2) 兵庫県及び岡山県の関係行政機関の職員
- (3) 専門的知識を有し、バス検討会議の運営上必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 バス検討会議に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は東備西播定住自立圏形成推進協議会幹事長が務め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、バス検討会議を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 バス検討会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由によりバス検討会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

3 バス検討会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 バス検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

5 バス検討会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

6 バス検討会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の過半数により決定したときは、この限りではない。

(協議結果の取扱い)

第6条 バス検討会議において協議が調った事項について、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第7条 バス検討会議の庶務は、東備西播定住自立圏形成推進協議会交通部会が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、バス検討会議の運営に関する必要な事項は、委員長がバス検討会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。